

所得税・復興特別所得税の 確定申告

越谷税務署では、3月15日まで、イオンレイクタウンで申告会場を開設します。会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。

確定申告に関するお問い合わせは、越谷税務署 ☎965-8111 (自動音声案内) へ

確定申告が必要な方

▼令和2年分の事業所得（営業等・農業）、不動産所得などの合計金額から所得控除を差し引き、算出した税額が、税額控除の合計額を超える方

▼給与所得者で次のいずれかの要件に該当する方

・給与収入が2千万円を超える方

・2カ所以上から給与を受けている方

・給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える方

・同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受けている方

■申告により、所得税などが還付される方

次に該当する方は、確定申告をすることにより、源泉徴収された所得税などが還付されることがあります。

▼令和2年の途中で退職し、年末調整を受けなかった方

▼給与所得者で次に該当する方

・10万円以上の医療費を支払った方

・住宅ローンを利用するなどして令和2年中にマイホームを新築、購入または大規模な修繕や増築をした方

▼災害や盗難などにあった方

▼一定の要件に該当する寄附金を支払った方

確定申告に必要なもの

市民税・県民税の申告に必要なものと同様です（2面参照）。

なお、確定申告の内容によっては、必要なものが異なる場合がありますので、越谷税務署へお問い合わせください。

また、還付申告の場合、還付金の振り込みを希望される預貯金口座（本人名義）がわかるもの（通帳など）が必要です。

確定申告会場・日程など

☑3月15日(月)まで（土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月21日(日)・28日(日)は実施） 午前9時～
※終了時間は、整理券の配付状

況によります。

☒イオンレイクタウンkaze3階イオンホール

※「入場整理券」は1階E入口で配付します（オンラインでも発行可能）。詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

☒確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告の受け付けおよび納税相談（相談できる内容は表3を参照）

※現金納付はできません。

※期間中、越谷税務署庁舎内では申告相談は実施しません。

※2面の表2「簡易な確定申告」

の内容は、市民税・県民税申告会場で受け付けできます。

■申告書に添付する書類

社会保険料などの支払証明書などの添付書類は、添付書類台紙に貼付し提出してください。

※平成31年4月1日より確定申告への源泉徴収票の添付が不要になりましたが、申告書には、源泉徴収票などの内容を記載する必要があります。なお、申告会場などで申告書などを作成する場合は、源泉徴収票が必要です。

※復興特別所得税の記載漏れにご注意ください。

表3 越谷税務署（イオンレイクタウン会場）でのみ受け付けできる申告内容

- ▼青色申告
- ▼所得税などの住宅借入金等特別控除の申告
- ▼株・土地・建物などの譲渡所得の申告
- ▼事業所得（営業等・農業）・不動産所得で、収支内訳書ができていない方の申告
- ▼雑損、寄附金控除（ふるさと納税は除く）などの申告
- ▼利子所得、配当所得、損失、準確定申告など事例の少ない申告

還付金に関連した不審電話や振り込め詐欺にご注意ください

納税は期限内に

確定申告による所得税などの納期限は3月15日です。確定申告書提出後に納付書の送付や納税通知などによる納税のお知らせはありませんので、納期限までに金融機関または税務署で納付してください。また、納税額が30万円以下の場合には、国税庁ホームページから「コンビニ納付用の納付書」を作成・印刷することで、一部のコンビニエンスストアで納付することができます。

振替納税を利用される方は、4月19日に指定口座から引き落とされますので、残高確認をお願いします。

確定申告書の作成は自宅などで スマホでラクラク確定申告



- ①スマホで見やすい専用画面
- ②画面の案内に従いラクラク操作
- ③作成した申告書はe-Taxで提出！
自宅やコンビニのプリンタで印刷し、郵送などで提出することもできます！

国税庁のホームページ「確定申告等作成コーナー」を利用し、自宅のパソコン・タブレット・スマートフォンから24時間いつでも申告書を作成できます。

作成した申告書は、e-Taxで送信（事前登録が必要）または印刷して郵送のいずれかにより提出できます。

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）へ

マイナンバーカードを保険証として利用開始

●利用にあたって

事前登録が必要です。詳しくは、マイナポータル特設ページ（https://myna.go.jp/html/hokenshoriyu_top.html）をご覧ください。また、マイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120-95-0178〈平日：午前9時30分～午後8時、土・日曜日、祝日：午前9時30分～午後5時30分〉）へお問い合わせください。

●注意

- ・マイナンバーカードを読み取るカードリーダーが導入されていない医療機関などでは、今までどおり保険証が必要です。
- ・現在の保険証は引き続き使用できます。

●マイナンバーカードの安全性

- ・受付では、患者本人がマイナンバーカードをカードリーダーにかざすため、医療機関などの窓口の職員がマイナンバーカ

ードを預かることはありません。

- ・保険資格の確認には、マイナンバーカードのICチップの中の電子証明書を使用するため、マイナンバー（12桁の番号）自体は使われません。
- ・ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報記録されません。



出典：内閣府・総務省・厚生労働省作成資料

☎国保年金課 ☎217